

白河暮らし空き家改修等支援事業補助金交付要綱

令和6年4月1日要綱第3号

改正

令和7年3月31日要綱第59号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家を有効に活用し、移住・定住を促進するとともに、空き家の解消を図るため、空き家の改修等に要する費用に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存する一戸建て住宅又は併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの。以下同じ。）で、概ね3か月以上居住その他の使用がなされていないもの（国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。）をいう。
- (2) 移住者 県外から本市へ住民票を異動し、生活しようとする者をいう。この場合において、補助金交付申請（以下「交付申請」という。）の日から遡って、原則2年以内に県外から本市へ住民票を異動した者を含む（補助を受けようとする空き家に居住している者を除く。）。
- (3) 子ども 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 交付申請時において、18歳以下（18歳に達した日以後最初の4月1日を経過した者を除く。）で就労していない者
 - イ 交付申請時において、妊娠中の胎児（妊娠が母子手帳等で確認でき、かつ、出生以降に同居するものに限る。）
- (4) 子育て世帯 交付申請時において、子ども及びその子を養育する者からなる世帯をいう。
- (5) 新婚世帯 交付申請時において、婚姻の届出をした日から起算して5年以内で夫婦のいずれかが39歳以下の世帯をいう。
- (6) 二地域居住者 県外に生活拠点をもち、定期的な滞在のため、本市へ住民票の異動を行わずに市内に居所を定めようとする者をいう。
- (7) 定住 本事業により改修する空き家において、定住開始日から起算して、5年以上生活の本拠を有することをいう。ただし、二地域居住者においては少なくとも5年間継続することをいう。
- (8) 避難者 福島第一原子力発電所の事故により、原子力災害対策特別措置法第20条第

2項に基づく指示により設定された警戒区域等（警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、緊急時避難準備区域）及び特定避難勧奨地点に居住していた者をいう。

(9) 被災者 東日本大震災により、自宅が半壊以上の被害（市町村が発行する罹災証明等による。）を受けた者をいう。

(10) 既空き家居住者 交付申請時において、補助を受けようとする空き家（交付申請日の属する年度の前年度の4月1日以降に購入又は賃借したものに限る。）に居住している移住者、子育て世帯に属する者、新婚世帯に属する者、避難者又は被災者に該当する者をいう。

(11) 空家バンク登録物件 白河市空家バンク設置要綱（平成28年白河市告示第177号）第3条第2項の登録を受けた空き家をいう。

(12) 中心市街地 第4期白河市中心市街地活性化基本計画の対象区域をいう。

(13) 過疎地域 白河市過疎地域持続的発展計画において、国で定める人口要件又は財政力要件を満たす地域をいう。

(14) 改修 空き家の内外装を対象とした一般的な改修、リフォーム（増築を除く。）をいう。

(15) 清掃 改修に合わせて実施する空き家のハウスクリーニング並びに改修又は空き家の解体に合わせて実施する残置物処分、庭木の剪定及び除草をいう。

（補助の対象及び額）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、事業者（以下「補助事業者」という。）、経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次の各号に掲げる事業種別に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 改修等（空き家の改修及び清掃をいう。以下同じ。） 別表第1に掲げるもの

(2) 除却等（空き家の解体及び清掃をいう。以下同じ。） 別表第2に掲げるもの

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の額は、補助対象経費を超えないものとする。

（補助金の交付申請）

第4条 交付申請をしようとする者は、補助対象事業の着手前に、白河暮らし空き家改修等支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 交付申請に関する誓約書（第3号様式）

(3) 空き家に関する証明書（第4号様式）

(4) 現住所の住民票の写し（同一世帯全員分）

(5) 直近の市区町村税等の納税証明書（同一世帯全員分）

- (6) 空き家所有者の改修等、除却等に係る承諾書の写し（賃借者が事業を実施する場合に限る。）
- (7) 母子健康手帳の写し（妊娠中であることを理由として子育て世帯に該当する場合に限る。）
- (8) 戸籍謄本等（新婚世帯の場合に限る。）
- (9) 市町村の発行する届出避難場所証明書の写し（避難者の場合に限る。）
- (10) 二地域居住の誓約書（第5号様式）（二地域居住者の場合に限る。）
- (11) 罹災証明書の写し（被災者の場合に限る。）
- (12) 次のア又はイに掲げる事業種別に応じ、それぞれに掲げる書類
 - ア 改修等
 - (ア) 改修等に係る見積書等の写し（改修費等の内訳がわかるもの）
 - (イ) 改修に係る部位を明記した平面図
 - (ウ) 改修等に係る施工前の写真
 - イ 除却等
 - (ア) 除却等に係る見積書等の写し（除却費等の内訳がわかるもの）
 - (イ) 除却に係る空き家の図面（配置図、平面図）
 - (ウ) 除却等に係る施工前の写真
 - (エ) 除却後の敷地に新築する戸建住宅に係る計画図（配置図、平面図）
- (13) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る内容等を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、白河暮らし空き家改修等支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（第6号様式）により、交付申請をした者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第7条第2項に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 市長が必要と認める事項についての確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。
 - (2) 規則、この要綱及び関係法令を遵守すること。
 - (3) 補助金交付年度の翌年度から起算して5年以内に補助対象空き家に定住しなくなった場合は、次に掲げる場合を除き、補助金の全部又は一部を返還すること。
 - ア 補助事業者が療養、就職又は就学により、転居する場合
 - イ 補助事業者が死亡した場合
 - ウ その他市長が必要と認めた場合
- （申請内容等の変更）

第7条 規則第7条第1項各号の承認等を受ける場合は、遅滞なく白河暮らし空き家改修等支援事業補助金変更等承認申請書（第7号様式）に市長が必要と認めて指示する書類を添

えて、市長に提出しなければならない。ただし、変更する内容が次のいずれかに該当する場合は、不要とする。

- (1) 補助対象経費に変更がない場合
- (2) その他市長が認める変更

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を調査し、当該申請が適当であると認めるときは、速やかに承認の決定をし、白河暮らし空き家改修等支援事業補助金変更等承認通知書（第8号様式）により、当該申請をした者に通知する。

（補助金の実績報告）

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、その完了した日から起算して20日以内に、白河暮らし空き家改修等支援事業実績報告書（第9号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 当該空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し（空き家を購入又は賃借した場合に限る。）
- (2) 次のア又はイに掲げる事業種別に応じ、それぞれに掲げる書類

ア 改修等

- (ア) 改修等に係る契約書又は工事等の内容が確認できる書類及び領収書の写し
- (イ) 改修を実施した部位を明記した平面図
- (ウ) 改修等に係る施工前、施工中及び施工後の写真
- (エ) 当該空き家に転居後の住民票（同一世帯全員分。二地域居住者、避難者及び既空き家居住者を除く。）
- (オ) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第4項又は第6条の2第1項の規定により交付を受けた確認済証の写し（同法第6条第1項の確認申請が必要な改修に限る。）

イ 除却等

- (ア) 除却等に係る施工前、施工中及び施工後の写真
- (イ) 除却後の敷地に新築する戸建住宅の工事請負契約書等の写し
- (ウ) 当該空き家を相続、受贈したことが分かる書類（登記事項証明書等）の写し（空き家を相続又は受贈した場合に限る。）

- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、白河暮らし空き家改修等支援事業補助金確定通知書（第10号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項の規定により確定した補助金の額が第5条の規

定により決定した額と同額であるときは、前項に定める当該補助事業者への通知を省略することができる。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、第9条の規定により額を確定した後に補助事業者の請求により交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、白河暮らし空き家改修等支援事業補助金交付請求書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

(財産の処分制限)

第11条 本事業により改修を行った空き家の規則第24条第1項ただし書に規定する市長が定める期間は、5年とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

事業種別	改修等
(1) 補助対象事業	補助事業者が、自ら居住するために必要となる空き家の改修等を行う事業
補助要件	<ul style="list-style-type: none">・補助事業者が自ら居住するため、購入又は賃借した空き家であること。・賃借する空き家は、賃貸事業のために所有・管理されているものではないこと。・空き家を賃借する場合は、交付申請前に所有者から改修等実施の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること。・住宅の用に供する部分は、居室のほか、生活に必要な水まわり(台所、浴室、トイレ等)を備えていること。・この要綱又は国若しくは地方公共団体から別に同一内容の改修等に係る補助金(白河市木造住宅耐震改修支援事業実施要綱(平成26年白河市告示第105号)に係る補助金を除く。)の交付を受けていないこと。・補助事業者及び同一世帯の者が、暴力団関係者(白河市暴力団排除条例(平成24年白河市条例第31号)第2条第2号の暴力団員及び同条例第10条の社会的非難関係者をいう。)でないこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ・補助の対象とする空き家は、本事業を実施する前後において、建築基準法その他関係法令に違反していないこと又は行政庁から違反指導を受けていないこと。 ・市区町村税等の滞納がないこと。 ・町内会に加入し、又は加入する見込みがあること。 ・交付申請年度内に改修等した空き家に定住すること。
(2) 補助事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者 ・二地域居住者 ・子育て世帯 ・新婚世帯 ・避難者 ・被災者 ・既空き家居住者
(3) 補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ①改修 <ul style="list-style-type: none"> ア 空き家の改修に要する費用 ②清掃 <ul style="list-style-type: none"> ア 空き家のハウスクリーニングに要する費用（空き家の内外部、造作家具、設備機器等に係るものに限る。） イ 空き家の残置物処分に要する費用 ウ 空き家が存する敷地内の庭木の剪定・除草に要する費用
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ①改修 <ul style="list-style-type: none"> ア 調査、設計及び工事監理に係る費用 イ 空き家の増築に係る費用 ウ 併用住宅における住宅部分以外に係る費用 エ 改修工事に直接関係のない外構工事に係る費用 ②清掃 <ul style="list-style-type: none"> ア 移動可能な家具や家電その他残置物の清掃に係る費用 イ 改修工事に含まれる施工後の清掃に係る費用 ウ 空き家の購入又は賃借後に持ち込まれた残置物等の処分に係る費用 エ 併用住宅における住宅部分以外に係る費用
(4) 補助額	<ul style="list-style-type: none"> ①改修 <p>補助対象経費の2分の1以内かつ限度額150万円（二地域居住者は限度額80万円）</p> ②清掃 <p>補助対象経費の10分の10以内かつ限度額30万円（既空き家居</p>

	<p>住者は対象外)</p> <p>③地域活性化加算額</p> <p>ア 地域産業活性化加算 市内に本店又は本社を有する事業者が工事を施工した場合（補助事業者及び同一世帯の者が施工業を営むものであって、かつその者が施工した場合を除く。）20万円を加算する。</p> <p>イ 居住地誘導加算 中心市街地又は過疎地域内に存する空き家を改修等する場合20万円を加算する。</p> <p>ウ 空家バンク登録物件加算 空家バンク登録物件を購入又は賃借し、改修等する場合20万円を加算する。</p>
--	--

別表第2（第3条関係）

事業種別	除却等
(1) 補助対象事業	補助事業者が、自ら居住するために必要となる敷地に存する空き家の除却等を行う事業
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者が自ら居住するため、購入、賃借、相続又は受贈した敷地に存する空き家であること。 ・敷地を賃借する場合は、交付申請前に所有者から除却等実施の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること。 ・当該除却等が、公共事業の補償対象でないこと。 ・この要綱又は国若しくは地方公共団体から別に補助金の交付を受けている場合は、財産処分に関する制限期間内でないこと。 ・この要綱又は国若しくは地方公共団体から別に同一内容の除却等に係る補助金の交付を受けていないこと。 ・補助事業者及び同一世帯の者が、暴力団関係者（白河市暴力団排除条例（平成24年白河市条例第31号）第2条第2号の暴力団員及び同条例第10条の社会的非難関係者をいう。）でないこと。 ・市区町村税等の滞納がないこと。 ・交付申請年度内に補助対象工事が完了すること。 ・補助対象工事の完了から、原則1年以内に、同一敷地内に補助事業者が自ら居住するための新築住宅（併用住宅を含む。）に定住すること。
(2) 補助事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者 ・二地域居住者 ・子育て世帯

	<ul style="list-style-type: none"> ・新婚世帯 ・避難者 ・被災者
(3) 補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家及び空き家が存する敷地内にある付属建築物の解体に要する経費 ・空き家の残置物処分に要する費用 ・空き家が存する敷地内の庭木の剪定、除草等に要する費用
対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の解体に要する費用のうち、調査、設計及び工事監理費 ・空き家の購入、賃借、相続又は受贈後に新たに持ち込まれた物品の処分 ・解体後に行う残置物処分 ・住宅の用に供する部分以外に係る解体及び残置物処分（併用住宅の場合） ・空き家解体後の新築に係る費用（造成含む。）
(4) 補助額	補助対象経費の2分の1以内かつ限度額80万円

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

白河市長

補助事業者 住所
氏名 印
連絡先

白河暮らし空き家改修等支援事業補助金交付申請書

白河暮らし空き家改修等支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

なお、本申請書の記載内容に虚偽はありません。

記

1 事業計画

(1) 事業種別

改修等 除却等

(2) 事業（予定）期間

年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）

2 補助対象経費 金 円

3 補助金交付申請額 金 円

第2号様式（第4条関係）

事業計画書

1 世帯の状況

(ふりがな) 氏 名	申請者との続柄	生年月日
	年齢 (※)	
		明・大・昭・平・令 年 月 日
		明・大・昭・平・令 年 月 日
		明・大・昭・平・令 年 月 日
		明・大・昭・平・令 年 月 日
		明・大・昭・平・令 年 月 日
		明・大・昭・平・令 年 月 日
【市記入欄】 <input type="checkbox"/> 移住者 <input type="checkbox"/> 二地域居住者 <input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 新婚世帯 <input type="checkbox"/> 避難者 <input type="checkbox"/> 被災者 <input type="checkbox"/> 既空き家居住者		

※年齢は交付申請時の年齢としてください。

2 空き家の状況

所在地	
空き家の期間	年 月から (年 月間)
構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()
主要用途	
階数及び面積	階建 延べ面積 m ² ※併用住宅の場合は住宅部分の面積 m ²
<input type="checkbox"/> 建築基準法等の関係法令に違反していません。	
(市/町/村) 記入欄	

3 対象工事等の概要

工事等の概要 (内容、対象箇所等)	
事業(予定)期間	年 月 日 ~ 年 月 日
施工事業者情報 (別契約毎記載)	会社名 住 所
施工事業者情報 (別契約毎記載)	会社名 住 所
施工事業者情報 (別契約毎記載)	会社名 住 所

4 補助金交付申請額計算書

(改修等)

(単位:円)

経費	対象経費 A	補助率 B	補助金額 A×B
経費①改修		1/2 ※限度額150万円 (二地域居住者は80万円)	
経費②清掃		10/10 ※限度額30万円	
小 計		—	
加算① 地域産業活性化加算			
加算② 居住地誘導加算			
加算③ 空家バンク登録物件加算			
合 計			

(除却等)

(単位:円)

経費	対象経費 A	補助率 B	補助金額 A×B
経費 除却		1/2 ※限度額80万円	

(記載上の注意)

- ① 各経費の補助金額は1,000円未満切捨てとしてください。
- ② 「3 対象工事等の概要」及び「4 補助金交付申請額計算書」は、本事業に係る内容のみ記入してください。

第3号様式（第4条関係）

交付申請に関する誓約書

年 月 日

白河市長

住所
補助事業者 氏名 印
連絡先

私は、白河暮らし空き家改修等支援事業補助金の交付申請にあたり、市が課税情報並びに世帯情報を確認することに同意し、次のとおり誓約します。

【誓約事項】

- 1 白河暮らし空き家改修等支援事業補助金交付要綱に定められた補助要件等を厳守し、適切に事業を執行すること
- 2 補助事業者及び同一世帯の者が、暴力団関係者（白河市暴力団排除条例（平成24年白河市条例第31号）第2条第2号の暴力団員及び同条例第10条の社会的非難関係者をいう。）でないこと
- 3 白河市の住民として_____町内会に〔 ・加入しており
・加入する見込みがあり 〕、定住の意思を持って居住すること
- 4 規則第20条及び交付要綱第6条1項第3号の規定に該当するときは、補助金の全部又は一部を返還すること

第4号様式（第4条関係）

空き家に関する証明書

年 月 日

白河市長

空き家の所有者又は管理者

住 所

氏 名

印

下記住宅は、空き家であったことを証明します。

記

1 所在地

2 空き家となった時期

年 月頃（ 年間）

第5号様式（第4条関係）

二地域居住の誓約書

年 月 日

白河市長

	住 所	
補助事業者	氏 名	印
	連絡先	

下記1及び2を拠点として、生活することを誓います。

記

- 1 本拠（住民票のある）の住所
- 2 空き家（白河市）の住所
- 3 二地域居住の形態（仕事、家庭事情等の内容を簡潔に記載してください。）
- 4 二地域居住先での生活期間（1年間のうちの滞在日数を記載してください。）

第 号
年 月 日

住所
氏名

白河市長



白河暮らし空き家改修等支援事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった白河暮らし空き家改修等支援事業補助金について、下記のとおり補助金を交付（不交付）することを決定したので、同補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定額は次のとおりとする。

補助対象経費 金 円

補助金交付決定額 金 円

2 補助金を充てる事業及びその内容並びにこれに要する経費の配分は、交付申請書記載のとおりとする。

3 補助金の額の確定は、交付決定額の範囲内で、補助金を充てた事業の実績額に基づいた額をもって行うものとする。

4 補助金は、白河市補助金等交付規則（平成17年白河市規則第39号）第7条及び白河暮らし空き家改修等支援事業補助金交付要綱（令和6年白河市要綱第3号）第6条に定める事項を交付の条件とする。

第7号様式（第7条関係）

年 月 日

白河市長

補助事業者 住 所
氏 名 印
連絡先

白河暮らし空き家改修等支援事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった白河暮らし空き家改修等支援事業補助金について変更（中止・廃止）したいので、同補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象経費

変 更 前 金 円
変 更 後 金 円

2 補助金額

交付決定額 金 円
変更申請額 金 円

3 変更（中止・廃止）内容

4 変更（中止・廃止）理由

第 号
年 月 日

住所
氏名

白河市長



白河暮らし空き家改修等支援事業補助金変更等承認通知書

年 月 日付けで変更等申請のあった白河暮らし空き家改修等支援事業補助金について、下記のとおり補助金の変更を承認することを決定したので、同補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

【変更の承認】

1 補助対象経費

変更前	金	円
変更後	金	円

2 補助金額

交付決定額	金	円
変更決定額	金	円

3 変更に係る補助条件

補助金は、白河市補助金等交付規則第7条（平成17年白河市規則第39号）及び白河暮らし空き家改修等支援事業補助金交付要綱（令和6年白河市要綱第3号）第6条に定める事項を交付の条件とする。

【中止の承認】

年 月 日から 年 月 日まで補助事業等を中止することを承認する。

【廃止の承認】

補助事業を廃止することを承認する。

第9号様式（第8条関係）

年 月 日

白河市長

補助事業者 住所
氏名 印
連絡先

白河暮らし空き家改修等支援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった白河暮らし空き家改修等支援事業補助金について事業が完了したので、同補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1 事業実施期間

年 月 日（ ） ～ 年 月 日（ ）

2 補助対象経費精算額 金 円

3 補助金交付決定額 金 円

第10号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

住所
氏名

白河市長



白河暮らし空き家改修等支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった白河暮らし空き家改修等支援事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので、同補助金交付要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 金 | 円 |

第 1 1 号様式（第 1 0 条関係）

年 月 日

白河市長

住所
補助事業者 氏名 印
連絡先

白河暮らし空き家改修等支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった白河暮らし空き家改修等支援事業補助金について、同補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額 金 円

2 請求額 金 円

3 振込先

金融機関名	
店舗名	本店・本所・支店・支所・出張所・代理店
預金種別	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口座番号	
口座名義人	フリガナ